

第6回 緑区中山町住居表示検討委員会 要旨

日 時	平成29年2月14日(火) 午後3時～午後5時15分
開催場所	中山町自治会館
出席委員	<p>検討委員：相原会長、齋藤(宏)副会長、古内委員、野末委員、田島委員、砂金委員、杉本委員、齋藤(利)委員、本多委員、岩間委員、加藤委員、黒野委員、臼井委員、丸山委員、石井(初)委員、永岡委員、小川委員、高木委員、石井(雅)委員、高橋委員、宮崎委員、佐々木委員</p> <p>事務局：市民局 熊坂課長 他</p>
欠席委員	中藤委員
開催形態	公開(傍聴人0人)
議 事	<ul style="list-style-type: none"> ・住居表示検討委員の増員について ・寺山町BCエリアの住居表示について ・新町区域案・新町名案について ・住居表示実施年度について ・新町名アンケートについて ・住居表示検討スケジュールについて(案)
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・臼井委員、丸山委員、石井(初)委員を新たに検討委員とする ・寺山町BCエリアは住居表示実施対象としない ・町区域は「新区域案2」を採用する ・住居表示実施年度(平成30年度及び平成31年度)の境界の決定 ・新町名アンケートは返信用ハガキにより回収する

議 事	
【会長】	<p>1 住居表示検討委員の増員について</p> <p>この度、寺山町自治会から、検討委員を新たに増やすことについて提案がありましたので、寺山町自治会の委員から、新たに推薦する委員名と、増員の理由についてお話しください。</p>
【委員】	<p>寺山町自治会副会長の臼井孝一氏、同じく副会長の丸山正博氏、同じく副会長の石井初夫氏です。</p>
【事務局】	<p>寺山町ABCエリアでの住居表示について、今後、寺山町での検討結果をお聞かせいただく場面があります。町内での情報共有と議論をより活発化するために、新たに検討委員に加わっていただくと聞いておりましたが、そういった理由でよろしいでしょうか。</p>

【委員】	はい。
【会長】	検討委員会規約に基づき、増員の是非については、出席委員の 2/3 以上の多数決ということになっています。皆様、いかがでしょうか。
【一同】	(全会一致)
【会長】	全会一致で承認されました。今後ともよろしくお願いします。
【事務局】	2 寺山町 B C エリアの住居表示について
	新たな委員さんもいらっしゃいますので、確認のため、これまでの検討経過を改めて説明します。
	住居表示を実施する場合、道路や河川、線路等、恒久的な地物を町境とすることとされています。
	現在の中山町の町境のうち、東部は上山町地区の住居表示の際に町境を調整済みです。また、北部の町境については恩田川と接していますので、調整の必要がありません。また、J R 横浜線の線路と町境が一致している部分も、調整は必要ありません。このことから、中山町の町境のうち、調整が必要となる境界として残っているのが、寺山町との境界部分です。この境界に接する寺山町 A B C エリアを住居表示の対象とすべきかどうか、という点が検討課題となっています。
	A エリアについては、銀行や消防署の敷地内や、道路ではないところに町境がある状況ですので、バス通りを新たな町境としてはどうか、というのが検討内容です。
B エリアについても、道路でない場所が町境ですが、町境に高低差がありますので、あえて町境を変更する必要はなく、現状のままでも構わないかもしれない、という検討状況です。	
C エリアは、町境が道路と一致していますので、必ずしも町境を変更する必要はありませんが、C エリア住民の生活道路が中山町側にありますので、将来のことを見据え、寺山町から中山町に編入する方が利便性が高まることも考えられます。	
これまで半年かけて A B C エリアを検討していますが、前回の検討委員会で、A エリアについては検討を継続し、B C エリアについては、この地域にお住まいの皆様が望んでいるのであれば、中山町地区に含めて住居表示を実施するというお話になりました。	
B C エリアにおける住居表示の希望の有無や御意見について、今回の検討委員会で寺山町の委員さんからお聞かせいただくことになっていましたが、いかがでしょうか。	
【委員】	地域住民の代表として、寺山町自治会の役員会で話し合いました。

	<p>Bエリアは高低差、Cエリアは道路が町境となっていますので、現状の町境を維持していただきたいです。</p>
【委員】	<p>もし寺山町を今回の住居表示の対象としないとしても、将来的に住居表示を実施するという可能性はありますか。</p>
【事務局】	<p>その可能性はあります。</p> <p>かつての住居表示は、行政が主体的に実施していました。一方、現在では、今回の中山町地区のように、住居表示実施の御要望をいただいた地区のうち、住所が大きく混乱している地区を優先的に、1年に1地区程度実施しています。</p> <p>上山町地区で住居表示を実施してから中山町地区の検討が始まるまでにはかなりの年数がありましたが、中山町地区の住居表示が完了した後すぐに、寺山町でも実施するという可能性もあります。今回、BCエリアを中山町地区に含めた住居表示を実施しないとしても、寺山町地区として住居表示実施の要望をいただければ、事務局としては、積極的に支援させていただければと考えています。</p>
【委員】	<p>Aエリアに認定路線ではない私道がありますが、私道がなくなって、建物が建つ事例はあるのですか。</p>
【事務局】	<p>はい、私道は、地権者の意向により建物が建つ可能性があります。だからこそ、恒久的な地物を町境とすることが、法令に規定されています。</p>
【会長】	<p>それでは、Aエリアについては検討を継続しますが、BCエリアについては、今回は住居表示の対象に含めないこととします。</p>
	<p>3 新町区域案・新町名案について</p> <p>(資料1に沿って説明)</p>
【事務局】	<p>前回の検討委員会で、新町区域・新町名案の具体案があった方が検討しやすいというお話がありましたので、これまでの意見を参考に、新町名と新町区域案の資料を準備しました。</p> <p>まず、新町名案ですが、「中山〇丁目」という案と「中山北〇丁目・中山南〇丁目」という案をいただいておりますので、この2案の長所と短所を説明します。</p> <p>-----</p> <p><中山〇丁目></p> <p>○簡明な名称で分かりやすい</p> <p>○隣接の上山町と同じパターンの町名変更であるため、旧町名が中山</p>

	<p>町であることの類推が容易</p> <p>△「丁目」の数が増えるため、住所の特定にやや時間がかかる</p> <p>△「中山」という地名が全国に多数存在するため、正確な住所を書かなければインターネット等での住所検索が困難</p> <p>＜中山北〇丁目・中山南〇丁目＞</p> <p>○中山駅を中心として場所のイメージを掴みやすく、住所の特定が比較的容易</p> <p>○「丁目」の起点を複数設けることで、「丁目」の順番を柔軟に設定できる</p> <p>△「北」「南」を付け忘れた場合、住所を特定できない</p> <p>-----</p> <p>このほか、「中区本牧原」や「磯子区杉田坪呑」のように、町名と字名を組み合わせて新町名とした例もあります。また、中山駅前ですので「中山駅南」といった町名も考えられます。</p> <p>【事務局】 続いて、町区域検討の参考としていただくため、前回の検討委員会で意見がまとまった町区域案1と町区域案2をベースに、「丁目」を記載した資料を作成しました。</p> <p>それぞれの図面に「★」と記載されているエリアがあります。この「★」は、寺山町Aエリアに隣接する中山町を示しています。</p> <p>まず、「中山〇丁目」という町名を使う場合です。</p> <p>町区域案1-1ですが、近隣の上山一～三丁目、白山一～四丁目と同様に「丁目」が北から南の順に並ぶようにする案です。「★」については、Aエリアも含めて住居表示を実施する場合、中山四丁目に編入することができますが、Aエリアが中山町に由来しないエリアであるということを鑑みて、「中山」以外の新たな町名を設定することも考えられます。</p> <p>また、町区域案1-2ですが、「丁目」が駅を起点として時計回りに並ぶようにする案です。「★」については、「中山七丁目に編入する」「中山八丁目を設定する」「『中山』以外の新町名を設定する」というパターンが考えられます。</p> <p>案2-1と案2-2については、町区域案2を使用していますが、基本的な考え方は、案1-1及び案1-2と同様です。</p> <p>続いて、「中山北・南〇丁目」という町名を使う場合です。</p> <p>町区域案1-3は、先ほどの案と同様で、「丁目」を北から南の順に並ぶようにする案です。</p> <p>町区域案1-4は、JR横浜線の線路を境に「丁目」を南北に対比させる案です。横浜市住居表示整備要綱に基づき、大栈橋に近い方を「丁目」の起点としています。</p> <p>町区域案2-3は、町区域案1-3と同様、町区域案2-4は町区</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>域案1－4同様の考え方です。</p>
【事務局】	<p>新町名検討にあたっての論点は、「丁目」の順番を「北から南の順に並ぶようにする」か「時計回りにする」かという点と、新町名を「統一する」か「南北で分ける」かという点です。新町名アンケートも実施しますので、本日結論を出す必要はありません。</p>
【委員】	<p>私は中山町の住民ではありませんが、上山と同様、「丁目」は北から南の順番にするのがわかりやすいと思います。</p> <p>「中山〇丁目」にするか「中山北・南〇丁目」にするかどうかは、中山町の住民が決めればいいのではないのでしょうか。</p>
【委員】	<p>私は、「中山〇丁目」の方が、他人に説明しやすく、望ましいと思います。</p>
【委員】	<p>私は「中山北・南〇丁目」の方が良いと考えていますが、町区域案1－4と町区域案2－4には違和感があります。JRの線路を挟んで対比させるという案ですが、この場合、中山北三丁目の南側は台村町になってしまいます。</p> <p>また、町名については「中山」だけでは味気ないように思います。</p>
【委員】	<p>前回の検討委員会で、パリの行政区の番号がかたつむり状に振られている話が出ていましたね。そのように、丁目を時計回りにする案も良いのではないかと、個人的には思いました。</p>
【委員】	<p>前回出た話題の再確認ですが、いずれにしても郵便番号は変わるということで間違いはないですか。</p>
【事務局】	<p>はい、新町名が「中山〇丁目」であっても「中山北・南〇丁目」であっても、郵便番号は変わると聞いています。</p> <p>現在の中山町の“226-0011”に加え、「中山」が追加されて合計2種類になるパターンと、「中山北」「中山南」が追加されて合計3種類になるパターンが考えられます。</p>
【副会長】	<p>この議題の後、新町名アンケートについて検討するようですが、新町名は、アンケート結果を重視して決定していくことになりませんか。</p>
【事務局】	<p>アンケートは検討のための材料という位置付けであり、多数決で新町名を決めるものではありません。ただし、アンケートの結果とかけ離れた新町名にすると、町名選定の理由の説明が難しくなってしまうか</p>

	<p>と思います。</p>
【会長】	<p>私は、駅を起点として「丁目」を時計回りの順に並べている、町区域案2-2をベースとして考えていくと良いと思いました。</p> <p>また、丁目の数は六丁目程度で留めた方がわかりやすいと思います。</p>
【委員】	<p>災害情報で「〇〇一丁目」という町名を聞いても場所がよくわからないことがあります。「緑区では北の方が一丁目になっていることが多い」というように規則性を持たせれば、他の地域の人にもわかりやすい住所になるのではないのでしょうか。</p>
【委員】	<p>中山町自治会の班分けは、今回の町の区割りと関連性はありますか。</p>
【委員】	<p>特にありません。</p>
【委員】	<p>区割りですが、町名を南北に分けるのであれば、町区域案1のように細かく分けた方が良いと思います。分けないのであれば、町区域案2のように大きく分け、七丁目は設けない方が良いと思います。</p>
【委員】	<p>現在の土地の1番地を一丁目とする案はいかがですか。</p>
【会長】	<p>土地の地番と住所を切り離すことで、住所をわかりやすくするのが住居表示の目的ですので、それは難しいですね。</p>
【委員】	<p>町区域案2-1が一番わかりやすいと思います。「丁目」を時計回りにするのは、中山町の場合はあまり適していないのではないですか。</p>
【事務局】	<p>事務局としては、「丁目」が北から南の順になっても時計回りの順になっても対応できます。地域の皆様の考え次第かと思います。</p> <p>時計回りの順に「丁目」を設定した場合は、★エリアの町名を「東部に編入する」だけでなく「新たな『丁目』を設定する」という案も可能になります。</p>
【委員】	<p>住民は南北はあまり意識していないので、そこまで南北にこだわる必要はないと思います。</p>
【事務局】	<p>これまでの話をまとめると、町区域案2-1か2-2が望ましいという意見が多いようです。</p> <p>先ほど、町名を南北に分けるのであれば町区域が細かい方が良いという御意見も出ていましたが、仮にアンケート等の結果、町名を南北</p>

	に分けたとしても、町区域案2を前提として今後の検討を進めていくということによろしいでしょうか。
【一同】	(賛成の意)
【会長】	町名については、本日は決める必要がないということによろしいですか。
【事務局】	はい、新町名を最終的に決定するのはアンケートの結果を確認した後になりますので、現段階では、アンケートに掲載するための町名案が決定すれば問題ありません。
	4 住居表示実施年度について
	(資料2に沿って説明)
【事務局】	先ほどの検討で、町区域案2を進めるということになりました。町区域案2の場合、実施年度をあえて案2にする理由がありません。つきましては、案1を進めさせていただいてよろしいでしょうか。
【一同】	(賛成の意)
	5 新町名アンケートについて
	(資料3、資料3別紙に沿って説明)
【事務局】	<p>新町名アンケートの目的は、新町名について住民の意見を伺い、検討委員会における検討の資料とすることです。アンケート用紙を全対象世帯に配付し、返信用ハガキ(切手不要)又はインターネットで1世帯あたり1回のみ回答していただくことを想定しています。回答期間は、平成29年6～7月頃の予定です。</p> <p>検討していただきたい点について説明します。</p> <p>まず、回答方法に、インターネットを導入するかどうかという点についてです。インターネットによる回答を取り入れると、回答率の向上が期待できます。一方、横浜市では、住居表示のアンケートにインターネット回答を導入した前例がなく、二重投票があった場合等、結果によっては、アンケートの有効性に疑問が発生する可能性があります。このことを踏まえ、検討をお願いします。</p> <p>次に、回答事項に「町名」に加え「丁目」の順番も含めるかという点についてです。事務局としては「町名」のみお聞きするのがシンプルで良いと考えていますが、検討委員の皆様のお意見を伺えればと思います。</p> <p>続いて、アンケートの配付範囲と実施時期についてです。今回、BCエリアは住居表示実施対象としないことになりましたが、Aエリア</p>

	<p>については検討中ですので、Aエリアへのアンケート配付とその時期について検討をお願いします。</p> <p>資料3別紙は、事務局で作成したアンケート用紙の素案です。</p> <p>表面左下の点線部分は、実際のアンケート用紙ではハガキ大になるようにし、切り取ってポストに投函していただく想定です。また、ハガキの右上に「回答ID」という欄がありますが、1枚1枚異なる番号を付け、インターネット回答の際に入力していただくことで、二重回答を防ぐことができると考えています。</p> <p>裏面を御覧ください。以前チラシを配付した際、寺山町の皆様から、チラシの配付範囲がわからなかったという御意見をいただきましたので、今回は区域図を掲載し、配付範囲を明確にしました。今回、BCエリアを住居表示実施対象としないことになりましたので、実際のアンケート用紙では、Aエリアのみ点線で囲うこととなります。</p>
【委員】	<p>前回の国勢調査では、紙による回答もインターネットによる回答もできましたね。</p>
【委員】	<p>インターネットによる回答は、若者にとってはやりやすいと思います。</p>
【事務局】	<p>国勢調査では、インターネットによる回答率が高かったと聞いています。紙に書く作業が面倒だという方でも、インターネットであれば回答していただけることも多いと考えられます。また、ハガキと比べて集計の時間を減らすことができます。このことから、今回のアンケートでインターネットを導入するメリットは大きいです。</p> <p>ただ、インターネットの信憑性の問題や、ハガキを出すよう町内会で働きかけることで、かえって地域で共通の話題ができて望ましいという考え方があるのであれば、これまでどおりハガキのみの回答とさせていただければと思います。</p> <p>アンケートは皆様の意思決定の大切な材料ですので、インターネットを導入する場合は、より正確に集計できるよう、アンケート実施までに調整していきます。</p>
【委員】	<p>アンケートの対象者は、今後町名を長く使うことになる、若い世代を対象にした方が良いのではないですか。</p>
【会長】	<p>若い世代のみを対象とすると、そもそもアンケートに目を向けてもらえない可能性が高いと思うので、各世帯で集まって検討してもらおう、という形が望ましいのではないかと思います。</p>

【会長】	私はハガキの方が良いと思いますが、いかがでしょうか。
【委員】	(賛成多数)
【委員】	町名はハガキで回答していただくとして、意見についてはインターネットで聞いてみても良いのではないのでしょうか。
【事務局】	これまでも配付したチラシやウェブサイトを通じて御意見をいただいています。今後の検討の参考とするため、インターネットで御意見を募っている旨の文言をアンケート用紙に記載することは可能です。
【委員】	案1と案2は入れ替えた方が良いのではないですか。 案1で統一の町名を示し、案2で分割した町名を示す方が自然だと思います。
【事務局】	先にJRの線路を含めた図を示した方が、この形が中山町を示していることを理解していただきやすいかと思い、「中山北・南」の案を案1としていますが、案1と案2を入れ替えても特に問題はありません。入れ替えた方がよろしいですか。
【委員】	(賛成の意)
【事務局】	「中山」と「中山北・南」以外の町名案を掲載した方がよろしければ、次回の検討委員会で修正案をお持ちしますが、いかがでしょうか。
【委員】	特に必要ないと思います。
【委員】	「どちらでもよい」という選択肢を設けてもいいかもしれませんね。
【委員】	平成30年度実施と平成31年度実施の場所は、示さなくても良いのですか。
【事務局】	次回の検討委員会でアンケートの修正案をお持ちする際、今回決定した実施年度を区域図に書き加えます。
【委員】	配付前に、回覧板で周知した方が良いと思います。
【会長】	中山町では、理事会でお知らせしたいと思います。

【会長】	アンケート用紙をAエリアに配付するかどうかという話はいかがでしょうか。
【事務局】	<p>この件については、今すぐ決めなければならないという話ではありませんので、もう少し時間をかけて検討していければと思います。</p> <p>配付する場合は、配付の趣旨等について、Aエリアにあらかじめ説明に伺わなければ、混乱を招いてしまうと考えています。今後、Aエリアを含めて住居表示を実施するという結論に至った場合に、Aエリアの皆様がアンケートに参加できないまま町名が決まってしまう、という状態は避けたいと思いますので、住居表示を実施しない可能性がある★エリアも含めて、どのようにお知らせしていくか、次回以降の検討委員会で検討していただきたいと思います。</p>
【事務局】	<p>6 住居表示検討スケジュールについて(案)</p> <p>(資料4)に沿って説明)</p> <p>今後のスケジュールについて説明します。</p> <p>第7回検討委員会では、今回検討したアンケート内容の最終確認、そして、Aエリアでのアンケート配付についても、可能であれば方向性を決定していきたいと考えています。</p> <p>裏面は、平成29年度以降のスケジュールです。第一次地区と第二次地区に分けてスケジュールを作成しています。</p> <p>今回、BCエリアは住居表示の実施対象としないことになりましたので、Aエリアの住居表示については、平成29年4月～平成30年5月頃までの間に検討していきます。平成29年6～7月頃には、新町名アンケートを実施します。</p> <p>第一次地区については、新町名アンケートの結果を踏まえ、平成29年9月までの間に新町区域・新町名案を決定します。その後、実施案の地元説明会、住居表示審議会、横浜市会、実施に伴う住所変更手続等の説明会を行い、平成30年秋頃に住居表示を実施します。</p> <p>第二次地区については、第一次地区同様の事務を1年遅れで実施するイメージです。</p> <p>(議題外) 次回以降の検討委員会について</p> <p><第7回検討委員会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時：平成29年3月14日(火) 午後3時から ・場所：中山町自治会館 <p><第8回検討委員会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時：平成29年4月11日(火) 午後3時から ・場所：中山町自治会館

資 料	資料1 新町区域案・新町名案について 資料2 住居表示実施年度について 資料3 新町名アンケートについて 資料4 住居表示検討スケジュールについて(案)
-----	---------------------------------------------------------------------------------------